



令和 5 年
第 3 回市議会（臨時会）

議 案

（議第 33 号～報告第 2 号）

荒 尾 市

令和5年第3回荒尾市議会(臨時会) 議案目次

議案番号	件名	ページ
議第33号	専決処分について(荒尾市税条例の一部改正)	1
議第34号	専決処分について(荒尾市国民健康保険税条例の一部改正)	15
議第35号	専決処分について(令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第2号))	21
議第36号	財産の処分について	35
議第37号	令和5年度荒尾市一般会計補正予算(第3号)	39
報告第2号	専決処分について(損害賠償額の決定)	53

専 決 処 分 に つ い て

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例の専決
処分について

荒尾市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市税条例の一部を改正する条例

別紙添付

荒尾市税条例の一部を改正する条例

荒尾市税条例（昭和 29 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法に

より」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第4項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第6項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第7項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に

改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 22 項を削る。

附則第 10 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 10 条の 4 法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び

氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車

」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 8 2 条第 1 号エの改正規定及び附則第 4 条第 1 項の規定
(この条例による改正後の荒尾市税条例(以下「新条例」とい
う。)附則第 1 6 条の 2 第 3 項に係る部分を除く。) 令和 5 年
7 月 1 日
- (2) 第 3 4 条の 9 第 2 項並びに第 3 8 条の見出し及び同条第 1
項の改正規定、同条に 1 項を加える改正規定並びに第 4 1 条、
第 4 4 条、第 4 7 条、第 4 7 条の 2 及び第 4 7 条の 6 の改正規
定並びに附則第 1 5 条の 2 の 2 の改正規定(同条第 4 項中「1
0 0 分の 1 0」を「1 0 0 分の 3 5」に改める部分に限る。)及
び附則第 1 6 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項並
びに附則第 4 条第 1 項(新条例附則第 1 6 条の 2 第 3 項に係
る部分に限る。)及び第 3 項の規定 令和 6 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 6 条の 3 の 2 の改正規定及び次条第 2 項の規定 令和
7 年 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の荒尾市税条例の
規定中個人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分
の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市
民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 3 6 条の 3 の 2 第 2 項の規定は、令和 7 年 1 月 1 日
以後に支払を受けるべき荒尾市税条例第 3 6 条の 3 の 2 第 1 項
に規定する給与(以下この項において「給与」という。)につい
て提出する同条第 1 項の規定による申告書について適用し、同
日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定によ
る申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に
関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について
適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の

例による。

- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の荒尾市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車

税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年5月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例の専決処分について

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

別紙添付

荒尾市国民健康保険税条例の一部を改正
する条例

荒尾市国民健康保険税条例（昭和42年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第22条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

第22条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること
の事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令
第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第3項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同項」を
「同条第1項」に改める。

附則第4項、第5項、第7項から第10項まで、第13項及び
第14項中「第22条第1項の」を「第22条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の荒尾市国民健康保険税条例の規定は、
令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令
和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例に
よる。

専 決 処 分 に つ い て

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 2 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 2 4 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）
の専決処分について

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年4月25日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度荒尾市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90,645千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,665,221千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		5,118,360	90,645	5,209,005
	2 国庫補助金	955,134	90,645	1,045,779
歳 入 合 計		24,574,576	90,645	24,665,221

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		11,398,540	90,645	11,489,185
	2 児童福祉費	4,195,630	90,645	4,286,275
歳出合計		24,574,576	90,645	24,665,221

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	5,118,360	90,645	5,209,005
歳入合計	24,574,576	90,645	24,665,221

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 民生費	11,398,540	90,645	11,489,185
歳出合計	24,574,576	90,645	24,665,221

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	5,118,360	90,645	5,209,005
2	国庫補助金	955,134	90,645	1,045,779
2	民生費国庫補助金	122,254	90,645	212,899

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 低所得の子 育て世帯生 活支援特別 給付金給付 事業費国庫 補助金	90,645	1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費国庫補助金 88,750 2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金 1,895

3 歳 出

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 民生費	11,398,540	90,645	11,489,185	90,645	
2 児童福祉費	4,195,630	90,645	4,286,275	90,645	
1 児童福祉総務費	974,040	90,645	1,064,685	国庫支出金 90,645	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	520	1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯） 42,352
10 需用費	250	消耗品費 (70)
11 役務費	817	印刷製本費 (80)
12 委託料	308	郵便料 (432)
		手数料 (72)
		その他委託料 (198)
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料 (198)
18 負担金、補助及び交付金	88,750	交付金 (41,500)
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯） (41,500)
		2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯） 47,773
		消耗品費 (100)
		郵便料 (240)
		手数料 (73)
		その他委託料 (110)
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金システム改修委託料 (110)
		交付金 (47,250)
		低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯） (47,250)
		3 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（ひとり親世帯） （時間外手当） 200
		時間外手当 (200)
		4 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業費（その他世帯）（時 間外手当） 320
		時間外手当 (320)

給 与 費 明 細 書

一 般 職

総 括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正前の額	352 (277)	364,038	1,259,335	798,505	2,421,878	479,268	2,901,146	
補正額	()			520	520		520	
計	352 (277)	364,038	1,259,335	799,025	2,422,398	479,268	2,901,666	

() 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員で外数

職員手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	単身赴任 手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	夜間勤務 手当
	補正前の額	39,521	1,596	27,165	18,001	912	2,093	107,375	183
	補正額							520	
	計	39,521	1,596	27,165	18,001	912	2,093	107,895	183
	区 分	休日勤務 手当	宿日直手当	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職手当	
	補正前の額	1,424	172	18,072	335,499	219,344	24,280	2,868	
	補正額								
	計	1,424	172	18,072	335,499	219,344	24,280	2,868	

財産の処分について

次の土地を処分することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 24 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

- 1 所在地、地目及び面積 別表のとおり
- 2 売却の目的 土地区画整理事業地内の市有地を売却することで地域の活性化を図るため
- 3 売却予定価格 292,608,619 円
- 4 売却の相手方 福岡県福岡市東区多の津一丁目 12 番 2 号
株式会社トライアルカンパニー
代表取締役 石橋 亮太

提案理由

荒尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を必要とするからである。

別表

処分する土地の所在地、地目及び面積

従前地				仮換地		
所在	地番	地目	登記地積 (㎡)	街区番号	画地番号	面積 (㎡)
大島字南新地	1588番	宅地	924.93	10	1	1,126.41
	1591番	宅地	205.41			
	1592番	宅地	1,025.49			
大島字南新地	1195番	畑	140	10	32	108.19
大島字南新地	1262番	宅地	885.81	10	49	841.97
	1263番	宅地	453.60			
	1266番1	雑種地	276			
大島字南新地	1358番	原野	326	11	2	779.30
	1364番	原野	535			
	1368番1	原野	806			
宮内出目字北 外平	113番	宅地	273.15	11	3	6,063.27
	116番	宅地	148.76			
	116番2	宅地	77.55			
	116番3	宅地	197.66			
	117番	宅地	368.32			
大島字南新地	1234番	雑種地	303			
	1245番	宅地	131.77			
	1295番3	雑種地	401			
	1296番	雑種地	531			
	1308番	原野	549			
	1309番	原野	503			
	1310番	原野	491			
	1313番	原野	632			
	1315番	雑種地	631			
	1326番	原野	1,184			

	1 3 3 4 番 3	雑種地	6 5 7			
	1 3 5 0 番	原野	3 7 4			
	1 3 5 6 番	原野	5 5 3			
	1 3 5 7 番	原野	3 2 9			
	1 3 5 9 番	原野	5 6 4			
	1 3 6 0 番	原野	5 3 2			
	1 3 6 1 番	原野	7 2 9			
	1 3 6 2 番	原野	7 8 4			
	1 3 6 3 番	原野	6 2 0			
大島字南新地	1 3 3 4 番 2	雑種地	2 5 5	1 1	8	1, 3 7 9. 7 4
	1 3 6 6 番	原野	5 2 7			
	1 3 6 8 番 2	原野	2 7 3			
	1 3 7 8 番	原野	5 9 3			
	1 3 7 9 番	原野	4 9 6			
	1 3 8 0 番	原野	5 0 0			

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度荒尾市一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 21,691 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,686,912 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 5 月 24 日提出

荒尾市長 浅田敏彦

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 財産収入		70,133	292,608	362,741
	2 財産売却収入	17,731	292,608	310,339
19 繰入金		1,871,974	△270,917	1,601,057
	2 基金繰入金	1,871,974	△270,917	1,601,057
歳入合計		24,665,221	21,691	24,686,912

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		3,350,728	4,242	3,354,970
	2 清 掃 費	1,368,400	4,242	1,372,642
6 農 林 水 産 業 費		415,355	17,449	432,804
	3 水 産 業 費	22,554	17,449	40,003
歳 出	合 計	24,665,221	21,691	24,686,912

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
17 財産収入	70,133	292,608	362,741
19 繰入金	1,871,974	△270,917	1,601,057
歳入合計	24,665,221	21,691	24,686,912

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	3,350,728	4,242	3,354,970
6 農林水産業費	415,355	17,449	432,804
歳出合計	24,665,221	21,691	24,686,912

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
				4,242
				17,449
				21,691

2 歳 入

(款) 17 財産収入
(項) 2 財産売払収入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
17	財産収入	70,133	292,608	362,741
2	財産売払収入	17,731	292,608	310,339
1	不動産売払収入	17,729	292,608	310,337
19	繰 入 金	1,871,974	△270,917	1,601,057
2	基金繰入金	1,871,974	△270,917	1,601,057
1	基金繰入金	1,871,974	△270,917	1,601,057

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 土地売却収入	292,608	1 土地売却収入
1 基金繰入金	△270,917	1 財政調整基金繰入金

3 歳 出

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	3,350,728	4,242	3,354,970		4,242
2 清掃費	1,368,400	4,242	1,372,642		4,242
2 塵芥処理費	1,001,342	4,242	1,005,584		4,242

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委 託 料	4,242	1 塵芥処理費 その他委託料 被災ノリ養殖資材運搬処分委託料	4,242 (4,242) (4,242)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 3 水産業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 農林水産業費	415,355	17,449	432,804		17,449
3 水産業費	22,554	17,449	40,003		17,449
2 水産業振興費	14,512	17,449	31,961		17,449

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助及び交付金	17,449	1 令和5年1月ノリ養殖漁場寒波被害に伴う漁業支援事業費補助金	17,449 (17,449)
		資材購入費支援事業補助金	(15,029)
		共同乾燥施設運営補助金	(2,420)

専 決 処 分 に つ い て

中学校生徒による部活動中の物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和5年5月24日提出

荒尾市長 浅田敏彦

損害賠償額の決定について

中学校生徒による部活動中の物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年4月20日専決

荒尾市長 浅田敏彦

令和5年3月22日午後3時30分頃、市立荒尾第三中学校の運動場において、野球の部活動中に同校生徒が打った野球ボールが、相手方が所有する屋外に設置の波板屋根に当たり、この一部を破損させたものである。

市は、相手方と和解し、これに対する損害を次のとおり賠償するものとする。

1 損害賠償の額 35,695円

2 損害賠償の相手方

